

諸報告資料

(令和8年門真市教育委員会第4回定例会)

門真市教育委員会

令和 8 年度門真市一般会計当初予算

(歳入)

(単位：千円)

区 分	令和 8 年度 A	構成比%	令和 7 年度 B	構成比%	増減額(A-B) C	増減率C/B %
1 市税	21,099,669	24.8	20,292,699	23.8	806,970	4.0
2 地方譲与税	182,617	0.2	181,614	0.2	1,003	0.6
3 利子割交付金	97,439	0.1	46,403	0.1	51,036	110.0
4 配当割交付金	210,761	0.2	154,885	0.2	55,876	36.1
5 株式等譲渡所得交付金	461,185	0.5	351,401	0.4	109,784	31.2
6 法人事業税交付金	571,560	0.7	548,745	0.6	22,815	4.2
7 地方消費税交付金	3,763,287	4.4	3,085,164	3.6	678,123	22.0
8 環境性能割交付金	1	0.0	55,186	0.1	△ 55,185	△ 100.0
9 地方特例交付金	152,578	0.2	99,913	0.1	52,665	52.7
10 地方交付税	7,579,392	8.9	6,902,838	8.1	676,554	9.8
11 交通安全対策特別交付金	12,404	0.0	13,044	0.0	△ 640	△ 4.9
12 分担金及び負担金	146,685	0.2	199,499	0.2	△ 52,814	△ 26.5
13 使用料及び手数料	1,503,940	1.8	1,452,628	1.7	51,312	3.5
14 国庫支出金	23,541,653	27.8	22,914,813	26.9	626,840	2.7
15 府支出金	5,761,760	6.8	5,888,060	6.9	△ 126,300	△ 2.1
16 財産収入	421,608	0.5	90,013	0.1	331,595	368.4
17 寄附金	2,011,672	2.4	2,011,627	2.4	45	0.0
18 繰入金	2,058,176	2.4	4,926,618	5.8	△ 2,868,442	△ 58.2
19 諸収入	2,101,913	2.5	539,550	0.6	1,562,363	289.6
20 市債	13,293,700	15.6	15,504,300	18.2	△ 2,210,600	△ 14.3
歳 入 合 計	84,972,000	100.0	85,259,000	100.0	△ 287,000	△ 0.3

(歳出)

(単位：千円)

区 分	令和 8 年度 A	構成比%	令和 7 年度 B	構成比%	増減額(A-B) C	増減率C/B %
1 議会費	381,679	0.4	380,264	0.4	1,415	0.4
2 総務費	8,478,424	10.0	8,672,433	10.2	△ 194,009	△ 2.2
3 民生費	35,338,353	41.6	35,583,780	41.7	△ 245,427	△ 0.7
4 衛生費	3,746,709	4.4	3,748,620	4.4	△ 1,911	△ 0.1
5 農林水産業費	33,369	0.0	33,456	0.0	△ 87	△ 0.3
6 商工費	232,351	0.3	218,134	0.3	14,217	6.5
7 土木費	16,966,202	20.0	10,038,600	11.8	6,927,602	69.0
8 消防費	1,961,285	2.3	1,989,945	2.3	△ 28,660	△ 1.4
9 教育費	10,231,629	12.0	19,211,874	22.5	△ 8,980,245	△ 46.7
10 災害復興費	9	0.0	9	0.0	0	0.0
11 公債費	7,551,990	8.9	5,331,885	6.3	2,220,105	41.6
12 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	84,972,000	100.0	85,259,000	100.0	△ 287,000	△ 0.3

令和 8 年度 教育費当初予算の概要

(歳出)

(単位：千円)

項	目	令和 8 年度	令和 7 年度	増減額	概 要
1 項	教育総務費	6,444,702	10,106,719	△ 3,662,017	
	(1) 教育委員会費	6,464	6,464	0	・ 委員会定例会等事務 6,464
	(2) 事務局費	5,991,489	9,577,589	△ 3,586,100	・ 幼児教育推進事業 130 ・ 学校適正配置推進事業 5,078,126 ・ 教育の I C T 環境整備事業 178,163 ・ 学校施設営繕事業 15,061 ・ GIGAスクール構想推進事業 161,228 ・ 病休代替アルバイト配置業務 21,619 ・ 職員労働安全衛生事業 56 ・ いじめ防止対策事業 4,295
	(3) 教育振興費	432,804	509,157	△ 76,353	・ 就学援助事業 120,227 ・ 教職員研修事業 420 ・ きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 45,463 ・ 特別支援教育推進事業 103,969 ・ 学校図書館司書配置事業 22,018 ・ 教育課程事業 33,402 ・ 学力向上事業 2,795 ・ 医療的ケア児に対する看護師配置事業 8,539 ・ 探究的な学び推進事業 1,023 ・ 学校運営協議会（コミュニティスクール）設置推進事業 778 ・ 部活動地域展開推進事業 34,950 ・ 「チーム学校」支援体制充実事業 41,133 ・ 南部市民センター活用複合施設整備事業 4,277 ・ 教職員の健康障害防止対策事業 1,195 ・ 就学事業 135 ・ 関係組織運営・補助事務 3,513
	(4) 人権教育推進費	8,649	7,957	692	・ 人権教育推進支援事業 8,772
	(5) 教育センター費	5,296	5,552	△ 256	・ 教職員研修事業 5,296
2 項	小学校費	1,122,332	846,490	275,842	
	(1) 学校管理費	1,122,332	846,490	275,842	・ 学校安全推進事業 31,349 ・ 学校保健事業 14,494 ・ 小学校施設整備事業 520,750 ・ 学校施設営繕事業 65,464 ・ 給食運営事業 17,443 ・ 水泳授業民間活力導入事業 36,391 ・ 学校予算配当事業 227,126 ・ 学校災害給付事業 5,312 ・ 教職員健康診断・検査健診委託事業 4,535

項	目	令和8年度	令和7年度	増減額	概 要
3 項	中学校費	437,585	384,583	53,002	
	(1) 学校管理費	374,090	321,156	52,934	・ 学校保健事業 8,214 ・ 中学校施設整備事業 62,608 ・ 学校施設営繕事業 59,282 ・ 給食運営事業 7,612 ・ 水泳授業民間活力導入検討事業 7,617 ・ 学校予算配当事業 144,468 ・ 学校災害給付事業 35,113 ・ 教職員健康診断・検査健診委託事業 3,039
	(2) 学校建設費	63,495	63,427	68	・ 門真はすはな中学校施設建設費割賦払金 63,495
4 項	社会教育費	4,609	11,115	△ 6,506	
	(1) 社会教育総務費	235	352	△ 117	・ 学校施設開放事業等 235
	(2) 青少年費	4,374	10,763	△ 6,389	・ 青少年育成団体等支援事業 1,033 ・ 二十歳のつどい事業 1,369 ・ 地域学校協働本部事業 1,972
5 項	保健体育費	843,031	848,390	△ 5,359	
	(1) 保健体育総務費	843,031	848,390	△ 5,359	・ 学校保健事業 2,672 ・ 給食運営事業 798,363 ・ 学校体育施設開放事業 4,052
	合 計	8,852,259	12,197,297	△ 3,345,038	

令和 7 年度門真市教育費繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	学校適正配置推進事業	61,918

門真市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則

門真市学校給食費等の管理に関する規則（令和7年門真市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（学校給食費の額） 第3条 条例第4条第2項の規定により徴収する学校給食費の額は、次の各号に掲げる児童又は生徒の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 小学校及び義務教育学校の前期課程の第1学年及び第2学年の児童 1人につき1食当たり<u>300円</u> (2) 小学校及び義務教育学校の前期課程の第3学年から第6学年までの児童 1人につき1食当たり<u>305円</u> (3) 中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒 1人につき1食当たり<u>370円</u> 2 略	（学校給食費の額） 第3条 条例第4条第2項の規定により徴収する学校給食費の額は、次の各号に掲げる児童又は生徒の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 小学校_____の第1学年及び第2学年の児童 1人につき1食当たり<u>275円</u> (2) 小学校_____の第3学年から第6学年までの児童 1人につき1食当たり<u>280円</u> (3) 中学校_____の生徒 1人につき1食当たり<u>340円</u> 2 略
（学校給食費の減額） 第5条 1 略	（学校給食費の減額） 第5条 1 略 2 <u>前項の規定による学校給食費の減額を受けようとする者は、門真市学校給食費減額届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。</u>
<u>（教職員等による給食の申込み等）</u> 第8条 教職員等は、給食を受けようとするときは、門真市教職員等給食申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。 2 教職員等は、前項の申込書の記載事項に変更が生じるときは、門真市教職員等給食申込内容変更届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。	<u>（教職員等による給食の申込み）</u> 第8条 教職員等は、給食を受けようとするときは、門真市教職員等給食申込書（様式第2号）により市長に申し込まなければならない。
（教職員等給食費の額） 第9条 条例第7条第1項の規定により徴収する教職員等給食費の額は、次の各号に掲	（教職員等給食費の額） 第9条 条例第7条第1項の規定により徴収する教職員等給食費の額は、次の各号に掲

改正後	改正前
げる教職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 小学校又は義務教育学校の前期課程において給食を受ける教職員等 1 人につき 1 食当たり <u>305円</u> (2) 中学校又は義務教育学校の後期課程において給食を受ける教職員等 1 人につき 1 食当たり <u>370円</u> 2 略 (教職員等給食費の減額) 第10条 1 略	げる教職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 小学校_____に おいて給食を受ける教職員等 1 人につき 1 食当たり <u>280円</u> (2) 中学校_____に おいて給食を受ける教職員等 1 人につき 1 食当たり <u>340円</u> 2 略 (教職員等給食費の減額) 第10条 1 略 2 <u>前項の規定による教職員等給食費の減額を受けようとする者は、門真市教職員等給食費減額届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。</u>

様式第1号を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

様式第 1 号（第 8 条関係）

略

門真市教職員等給食申込書

給食を受けたいので、門真市学校給食費等の管理に関する規則第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し込みます。

略

改正前

様式第 2 号（第 8 条関係）

略

門真市教職員等給食申込書

給食を受けたいので、門真市学校給食費等の管理に関する規則第 8 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

略

様式第 1 号の次に次の様式を加える。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

門真市教職員等給食申込内容変更届

門真市教職員等給食申込書の記載事項に変更がありますので、門真市学校給食費等の管理に関する規則第8条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

		変更前	変更後
届出者	勤務先		
	職員番号		
	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	電話番号		

注意 変更前については全ての事項を記載し、変更後については変更事項のみ記載してください。

様式第 3 号を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

門真市就学援助費支給規則の一部を改正する規則

門真市就学援助費支給規則（平成26年門真市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学することが困難な児童、生徒及び入学を予定している者の保護者に対して就学援助費を支給し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 （種類及び支給額） 第2条 就学援助費の種類は、次に掲げるとおりとし、その支給額は、毎年度市長が定める。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第13条の規定による教育扶助を受けている者については、第1号から第3号まで、第5号、第6号、<u>第8号及び第9号</u>に規定する就学援助費は、重複して支給することはできない。 (1)～(9) 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、門真市立小学校又は義務教育学校の前期課程に在学している者の保護者で、法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者については、前項第6号に規定する就学援助費は、支給しない。</u>	（目的） 第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学することが困難な児童、生徒及び入学を予定している者の保護者<u>（以下「保護者」という。）</u>に対して就学援助費を支給し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 （種類及び支給額） 第2条 就学援助費の種類は、次に掲げるとおりとし、その支給額は、毎年度市長が定める。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第13条の規定による教育扶助を受けている者については、第1号から第3号まで、第5号、第6号<u>及び第8号から第10号までに</u>規定する就学援助費は、重複して支給することはできない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 地域クラブ活動参加費</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成26年門真市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（種類及び支給額） 第2条 奨励費の種類は、次に掲げるとおりとし、その支給額は、毎年度市長が定める。<u>ただし、特別支援学級（門真市立小学校及び義務教育学校の前期課程に限る。）に就学する児童及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当すると門真市教育委員会が判断している児童の保護者については、第1号に規定する奨励費を支給しない。</u> (1)～(10) 略 （支給の対象） 第3条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子のうち次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者で国の定める奨励費の基準内にある者を対象とする。ただし、前条第2号及び第3号に規定する奨励費を除き、門真市就学援助費支給規則（平成26年門真市規則第27号）の規定に基づき就学援助費の支給を受けている者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると門真市教育委員会が判断している児童又は生徒	（種類及び支給額） 第2条 奨励費の種類は、次に掲げるとおりとし、その支給額は、毎年度市長が定める。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ (1)～(10) 略 （支給の対象） 第3条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子のうち次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者で国の定める奨励費の基準内にある者を対象とする。ただし、前条第2号及び第3号に規定する奨励費を除き、門真市就学援助費支給規則（平成26年門真市規則第27号）の規定に基づき就学援助費の支給を受けている者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当すると門真市教育委員会が判断している児童又は生徒

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。